

◆第1回公共調達監視委員会議事録◆

開催日時 平成29年6月21日(水) 13:30～
開催場所 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室

<委員>

勝木 重三 公認会計士(委員長)
田中 住江 司法書士(委員長代理)
山川 均 弁護士・公認会計士(抽出委員)

≪開催経過説明≫

事務局 ただいまより、平成29年度第1回福井労働局公共調達監視委員会を開催いたします。審議開始までは、事務局で進行させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、開催にあたり、総務部長よりご挨拶を申し上げます。

≪総務部長挨拶≫

委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度につきましても当委員をお引き受けいただきましたことにつきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、改めて申し上げるまでもございませんけれども、国の予算につきましては適正かつ効率的な執行が求められているところでございます。厚生労働省におきましても省を挙げまして調達にかかる透明性の確保、効率性の向上等を目指しまして、積極的な検証を行っているところでございます。

本日、審議いただきます案件は、平成28年7月から平成29年3月までの間に契約を締結した7つの案件となります。本日も審議いただきました結果等を踏まえまして、今後の適正な契約事務の推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご忌憚のないご意見をいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

《担当職員紹介》

(当局総務部総務課会計担当職員を紹介)

《設置要綱の改正・有効成立の説明》

事務局 続きまして、福井労働局公共調達監視委員会設置要綱の改正についてご説明させていただきます。これは厚生労働省公共調達中央監視委員会設置要綱の改正に伴うもので、平成28年11月7日付けで改正させていただいております。具体的な改正点としましては、設置要綱第14条に基づく別紙様式1～4、お手元にお配りしております審議対象案件を記載しているものですが、この様式に法人番号を入れることになり、その欄を追加したというものです。この場をお借りしてご報告させていただきます。

さて、本日の監視委員会は、全委員に出席をいただいておりますので、監視委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、有効に成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、委員長挨拶とこれからの進行を、勝木委員長にお願いしたいと思います。

《委員長挨拶》

皆様、ご苦勞様です。

本日は、「平成29年度第1回目の公共調達監視委員会」ということで、どうぞよろしく願いいたします。

さて、財務省から発表されました「財政法に基づく国民への財政報告」の中の「平成29年度予算～財政事情」という項目で、

わが国の財政は、平成28年度予算では公債依存度が35.6%にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が主要先進国中、最悪の水準である対国内総生産(GDP)比199%程度となる見込みで、極めて深刻な状況にある。

政府としては平成32年度までの国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向け、経済財政運営と改革の基本方針2015において経済財政再生計画を策定している。さらに平成28年末において平成27年末に策定した改革工程表を改定し、平成32年度の財政健全化目標を達成することとしている。ということが記載されております。

このようなことから財政健全化、効率化等を図る前提として、必然的に国の適正な予算執行が求められるものと言えます。したがって、本日の委員会におきましても、労働局が締結する契約において、適正に執行されているか、また経費削減に努めているかという観点で、積極的な審議をいただけるようよろしくお願いします。

最後に、本委員会の前に開催（6/5）された「公共調達審査会」におきまして、「特に指摘を受けることはなかった。」ということで、事務局より報告を受けておりますので、申し添えさせていただきます。それでは審議に入らせていただきます。

《審議案件説明》

委員長　今回は、平成28年7月から平成29年3月までの間に契約を締結した7案件全件を審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

《契約案件の審議》

1 「福井労働局レイアウト変更に係る照明等改修工事」について事務局より説明

委員　予定価格の設定は業者に求めたということだが、どういった業者に求めたのか。

事務局　福井市内の設計業者に委託している。

委員　2者の入札で入札額が大きく開いている。不落となった業者は価格の読み違いとかあったのか。

事務局　不落となった業者は専門が建築であり、価格の読み違いがあったのではないと思われるが、確認したわけではない。

委員　問い合わせが3者あったということであるが、結果的に価格が大きく開いた業者との2者となっている。募集に当たってはホームページ等の利用はしているのか。

事務局　当局のホームページに掲載し、公示期間を設けて広く募集を募っている。また、声掛けも行っているような状況であるが、この案件は結果的に2者のみの応募となったものである。

委員　業者への声掛けは必要と思われるので、これからも実施してもらいたい。

2 「福井労働局什器等購入整備一式」について事務局より説明

- 委員 予定価格の積算は労働局で行ったのか。一看すると単価契約のようにも見て取れるが、単価契約ではないのか。
- 事務局 当局において予定価格を積算している。契約は総価契約であり単価契約ではない。
- 委員 仕様にあるコクヨ等の製品は例示品ということか。
- 事務局 例示品である。ただし、同等品の場合は規格に合うか確認させてもらっている。
- 委員 予定価格は、この例示品の定価から値引き部分を考慮して積算したということで良いのか。
- また、契約書第2条に別添仕様書に基づきとなっており、さらに仕様書では別途仕様明細書によると記載されている。仕様明細書というのは、品目一覧のことで良いのか。
- 事務局 予定価格については、近年の契約状況が30%～40%の値引き率であったことから、間をとって35%の値引き率で積算したものである。
- 仕様明細書については品目一覧のことである。
- 委員 この品目一覧は、予定価格の積算時の例示品と同じものであるが、これはたまたま同じものを納品したということで良いのか。労働局の方で同じものを納品するように指示したということではないのか。
- 事務局 たまたま同じものを納品したものであり、労働局の方で品目を指定したわけではない。結果的に同じものを納品することになったことから、労働局の使用明細書をそのまま利用するに至ったものである。
- 委員 二者は予定価格をオーバーしているが、この場合でも不落札というのか、失格ではないのか。
- 事務局 予定価格をオーバーした場合に、失格という表現は使っていないので、不落札で良いと考える。
- 委員 予定価格の範囲内であったのは落札業者だけだったということで良いのか。
- 事務局 そのとおりである。

3 「住宅地図購入」について事務局より説明

委員 予定価格の積算は見積書によるということであるが、見積書に値引き額を考慮して積算したのか。また、見積もり合わせに参加した2者のうち1者は小売業者で1者は発行元であるが、発行元でも直接購入することができるのか、また、値引き等は期待できるのか。

事務局 定価は小売であっても発行元であっても同じだと思う。一般の書籍と異なり値引きは可能であるため、競争性があると判断している。

予定価格の積算については、見積書によるものではなく、発行元のホームページで定価を確認し、値引き率は過去の実績を考慮して積算している。

委員 地図を発行している業者は他にもあったと思うが、その業者の地図は採用していないのか。

事務局 購入を検討した際には、他の業者の参入も考慮すべく検討していたが、同じ地域、同じ範囲、県内全域を網羅した場合という条件下では、今回採用した業者の地図より他の業者の地図は価格が高いことが確認されたことから、他の業者を外すような仕様となったものである。

委員 法務局等も、この業者の地図を採用している。自分も法務局に赴いた際に地番を調べたりするのに他の業者の地図より調べやすいといった利点も理解しているが、そのようなことも関係しているのか。

事務局 他の官庁が採用しているかどうか確認したことはなく、あくまでも価格での比較の結果で、この業者の地図を採用したものである。

4 「電子複写機入替整備及び保守管理一式」について事務局より説明

委員 見積もりは2者から徴しているが、価格に開きがあるが高い価格を設定してきた業者は何か勘違いしているのではないか。

事務局 詳しい状況は聞いていないが、当初の見積もり合わせは3者参加したが、いずれも予定価格を上まわった為、予定価格を見直し、

再度見積もり合わせを行った結果、当初参加のうち2者は辞退してきたため、労働局側から数社に声掛けを行った結果である。

委員 見積書の内容を確認すると、保守料等は大きな開きがなく、複写機本体の価格の開きが非常に大きいですが、この開きの違いは何かあるのか。

事務局 機種の定価からの値引き率の違いである。ちなみに契約業者は定価の7%、もう1者の値引き率も50%、定価の半額くらいで見積もりを出してきている。

委員 契約の際に契約書を交わすのではなく、請書を提出させることになっているが問題はないのか。

事務局 会計法29条の8及び予決令の100条の2により契約書を省略した。しかし、契約内容を担保する意味で請書を徴している。

5 「福井労働局封筒等独自印刷物の作製業務一式」について事務局より説明

委員 3者の選定としては、どのように選んだのか。

事務局 これまでに労働局と取引のあった納入業者に声掛けを行ったものである。

委員 電子複写機の件と同様であるが、印刷物においても価格の差が大きい業界だと思う。果たして良いことかどうかは分からないが、低価格で応札してくる業者が多いと聞いているがどうなのか。

事務局 業者によっては赤字覚悟で応札してくるところがある。

委員 印刷物は製作物供給契約になると思われる。請負か売買かはっきりしないところがあるが、労働局としては売買とは判断していないということで良いのか。

事務局 封筒の窓空き位置を指定したり、封筒に労働局の名称や所在地等の印字を求めたりしていることから、一般的な売買とは考えておらず、物品の製造と考えている。

6 「冊子「労働関係法のポイント」の購入一式」について事務局より説明

委員 契約先は全くの民間業者ということで良いのか。厚生労働省の

関係機関というものではないのか。

事務局 全くの民間機関である。厚生労働省とは関係はない。労働関係の冊子や書籍を独自に作成している業者である。

7 「年度後半における集中的な就職面接会事業」の業務委託について事務局より説明

委員 予定価格の大きい随意契約なので、根拠について確認させてもらいたい。会計法第29条の3の第5項において、その他政令に定める場合には随意契約によることができるとされており、予決令の99条の2の競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときとなっている。この99条の2の前段部分についてであるが、入札者はあったということではないか。

事務局 開札調書をつけさせてもらったが、1回目の入札は行っており、予定価格に達せず不落札となっている。

委員 そうすると後段部分になるが、再度の入札をしても落札者がいないときということが要件であるが、1回目は不落札、再度の入札は行っていないということではないのか。

事務局 2回目の入札に応募者がなかったということである。

委員 厳密にいうと、再度の入札で落札者がなかった場合に随意契約に移行するということになるのではないか。

事務局 労働局としては、1回目の入札で落札者がいなかったことから、2回目の入札に移行したが、入札がなかったため落札もなかったと解釈し、これをもって99条の2の要件は満たしたと判断して随意契約に移行したものである。

委員 この案件は例年あるものか。いつも同じような業者と契約しているような感じがする。

事務局 例年、契約案件としては発生している。

委員 他にできるような業者はあるのか。

事務局 入札に当たっての説明会を実施すると民間を含めて数者の出席はあるが、国の委託事業にはあまり旨みがないようで、なかなか応募してもらえないのが現状である。

《総 評》

委員長 それでは、質問・意見も出尽くしたようですので、本日の審議をまとめますと、特に問題はないということで承認してよろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

委員長 それでは、本日の審議結果を、監視委員会設置要綱第5条第5項に基づき、事務局の方で福井労働局のホームページで公表するとともに、中央監視委員会あて報告して下さい。

《閉 会》

委員長 以上をもちまして、福井労働局公共調達監視委員会を終了いたします。皆様、本日はご苦勞様でした。